

経済産業省  
受託調査

# 中国における専利行政取締りに関する 法制度・適用状況

2016年8月

日本貿易振興機構（JETRO）  
東京本部 知的財産課  
上海事務所 知識産権部

## 目 次

はじめに	1
<b>第一章 専利行政取締りの重要性</b>	2
1 専利行政取締りの傾向	2
2 専利行政取締りの重要性	8
<b>第二章 専利行政取締りに関する法的根拠</b>	12
1 専利行政取締りとは	12
2 主要法規	13
3 管轄	15
4 知識産権局の調査権限	15
5 知識産権局の処罰権限	16
<b>第三章 専利行政取締りの実務手続き</b>	17
1 申立ての要件	17
2 必要書類	17
3 証拠収集の要点	19
4 案件処理の流れと所要期間	20
5 必要な費用	21
<b>第四章 事例紹介</b>	22
1 中国企業の事例	22
2 日本企業の事例	25
<b>第五章 展示会での専利権行使</b>	30
1. 展示会における専利権侵害対応の意義	30
2. 展示会における専利権侵害対応策の法的根拠	30
3. 展示会における専利権侵害対応策の申立準備事項	32
4. 知識産権局出張所の設置有無	33
5. 事例紹介	34
6. 展示会での証拠保全	41
7. 展示会における専利権侵害対応策まとめ	43
<b>第六章 権利を侵害したとの主張を受けた場合の対応方法</b>	45
1. 徹底的な事前調査	45
2. 専利権侵害の理由で行政部門に調査・摘発された後	45
3. 行政処理や製品の差押えを受けた場合	47
<b>第七章 最近の傾向と日本企業へのアドバイス</b>	49
1 専利行政法執行操作指南（試行）の公布	49
2 専利法改正の動き	49
3 専利行政取締りの目標設定	51
4 権利無効審判への心得	51
5 禁反言の原則	52

## はじめに

中国知識産権局発行の毎年の「中国知識産権保護状況白書」の統計データによると、商標行政取締案件数が減少する一方、2011年の専利行政法執行弁法施行により、専利<sup>1</sup>行政取締案件数が急増してきた。

同法の改正法も昨年7月1日より施行されていることから、法整備も進められている。

このような背景の下で、中国における専利権侵害への対策が注目を浴びている。中国では専利権侵害の救済方法として、司法救済と行政取締りの「双軌制」が存在する。司法救済とは裁判所に訴えを提起することにより専利権侵害を差し止めることである。一方、行政取締りとは知識産権局に侵害業者への取締りを申立て、行政機関の権限により、侵害業者の侵害行為を止めさせることである。司法救済は効果的な方法であるが、所要期間が長く、コストも高いとの欠点がある。近年、行政取締りに関する案件数が多くなったのは、これが原因である。ただし、現行の法規では行政取締りの場合、行政機関は最終的に侵害業者に侵害行為の停止を命じるだけで、侵害品を押収しないことがほとんどであり、罰金も課さない。侵害業者へ与える影響が弱いと言える。中国知識産権局が2015年4月1日に公布した中華人民共和国専利法修改草案（意見募集稿）の内容によると、侵害品を押収や罰金なども考慮し、今後、専利権の保護を強化することになっている。

これらの背景を踏まえ、本報告書は知識産権局による専利行政取締りの法的根拠や適用状況をまとめる。また、事例をあげることにより、日系企業による中国での専利権侵害対応策および、侵害被疑者となった場合に考えうる対策の提案を報告書にした。

本報告書は日系企業の中国における知財保護活動に資する情報を提供することを目的とする。

---

<sup>1</sup>専利＝発明特許、実用新案、意匠の総称

# 第一章 専利行政取締りの重要性

## 1 専利行政取締りの傾向

中国政府発行の通達と中国知識産権局発行の最近数年間の「中国知識産権保護状況白書」の統計データによると、専利権侵害案件の行政取締りが重視されている傾向がある。

### ①. 中央政府の姿勢

中国国務院は2008年から、以下のおもな通達<sup>2</sup>を発行し、知的財産権保護を強める姿勢を示した。

国家知識産権 戦略綱要  2008年6月5日	国家知識産権戦略 の実施深化に関する 行動計画 (2014~2020年)  2014年12月10日	新情勢下における 知識産権強国の建設 に関する若干意見  2015年12月22日
---------------------------------	--	--

その中の「新情勢下における知識産権強国の建設に関する若干意見」のおもな内容は以下のとおりである。中国政府が知的財産権保護を厳格に実施する姿勢がうかがわれる。

国务院 新闻 专题 政策 服务 问政 数据 国情

索引号: 000014349/2015-00209  
发文机关: 国务院  
标题: 国务院关于加强新形势下加快知识产权强国建设的若干意见  
发文字号: 国发〔2015〕71号  
主题词:

主题分类: 科技、教育、知识产权  
成文日期: 2015年12月18日  
发布日期: 2015年12月22日

**国务院关于加强新形势下加快  
知识产权强国建设的若干意见**  
国发〔2015〕71号

对象当局：  
各省・自治区・直辖市  
人民政府・国务院各部委  
各直属当局

各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：

国家知识产权战略实施以来，我国知识产权创造运用水平大幅提高，保护状况明显改善，全社会知识产权意识普遍增强，知识产权工作取得长足进步，对经济社会发展发挥了重

<sup>2</sup>出典：中国人民政府ウェブサイト <http://www.gov.cn/>

三、实行严格的知识产权保护

(八) 加大知识产权侵权行为惩治力度。推动知识产权保护法治化,发挥司法保护的主导作用,完善行政保护和司法保护两条途径优势互补、有机衔接的知识产权保护模式。提高知识产权侵权法定赔偿上限,针对情节严重的恶意侵权行为实施惩罚性赔偿并由侵权人承担实际发生的合理开支。进一步推进侵犯知识产权行政处罚案件信息公开。完善商标、专利、版权等知识产权执法力度。开展与相关国际组织和境外执法部门的重要解决地,构建更有国际竞争力的开放创新环境。

(九) 加大知识产权犯罪打击力度。依法严厉打击侵犯知识产权行政法与刑事司法衔接,加大涉嫌犯罪案件移交工作力度。加大案件侦办力度。加强与有关国际组织和国家间打击知识产权犯罪行为。

(十) 建立健全知识产权保护预警防范机制。将故意侵犯知识产权人才交流和技术合作中的商业秘密保护。开展知识产权保护社会关知识产权保护状况报告。加强大型专业化市场知识产权管理和物联网等信息技术,加强在线创意、研发成果的知识产权保护,提升管的创新创业和营商环境。

(十一) 加强新业态新领域创新成果的知识产权保护。完善相关法律制度。适时做好地理标志立法工作。研究完善商业模式和大数据等领域的知识产权保护规则研究,推动完善相关法律法规。

(十二) 规制知识产权滥用行为。完善规制知识产权滥用行为查处滥用知识产权排除和限制竞争等垄断行为。完善标准必要专利

おもな内容：

第三章 知的財産権保護の厳格な実行

- 知財権侵害行為への懲罰の度合いを高めること
- 知財犯罪への取締りの度合いを高めること
- 知財保護体制の確立
- 新業態、新領域における創造革新成果に関する知財保護の強化
- 知財権濫用行為の規制（独禁法関連）

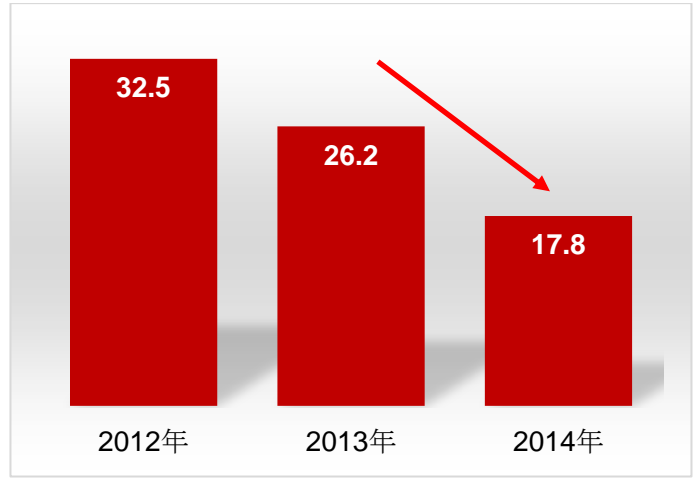
②. 統計から見る侵害対策の現状

中国知識産権局発行の「中国知識産権保護状況白書」の統計データによると、工商局の取締案件が減少する一方、知識産権局による専利権に関する案件が2012年から急増して来たことがわる。関連データは以下のとおり。

A. 行政機関による取締り総件数<sup>3</sup>

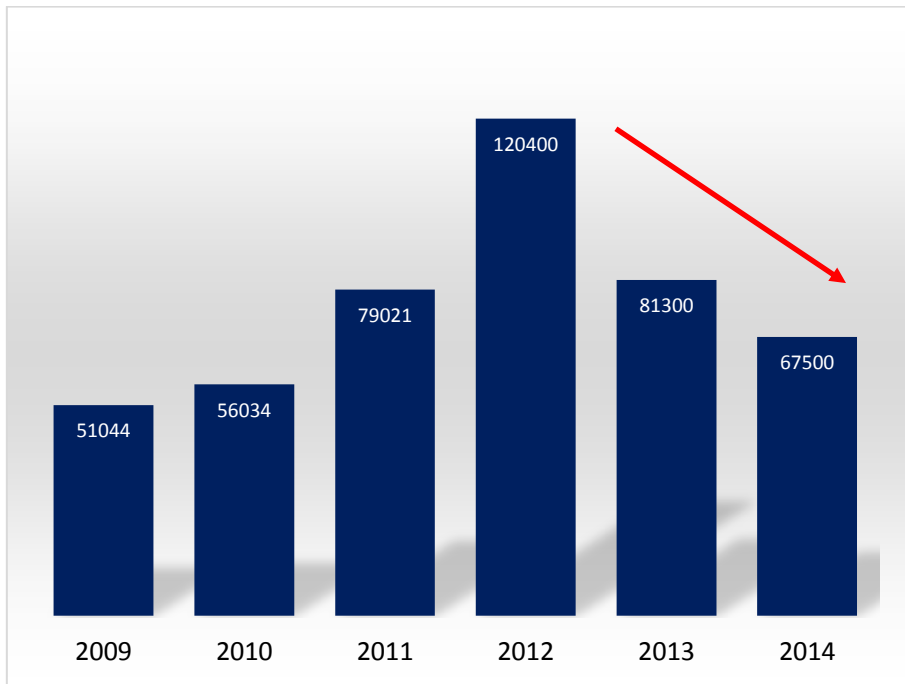
行政機関による侵害事件取締り総件数は減少傾向にある。

図1 全国行政機関の取締り件数（単位：万件）



<sup>3</sup>出典：中国知識産権局発行の各年「中国知識産権保護状況白書」  
<http://www.sipo.gov.cn/gk/zscqbps>

図2 工商局の取締り件数（単位：件）

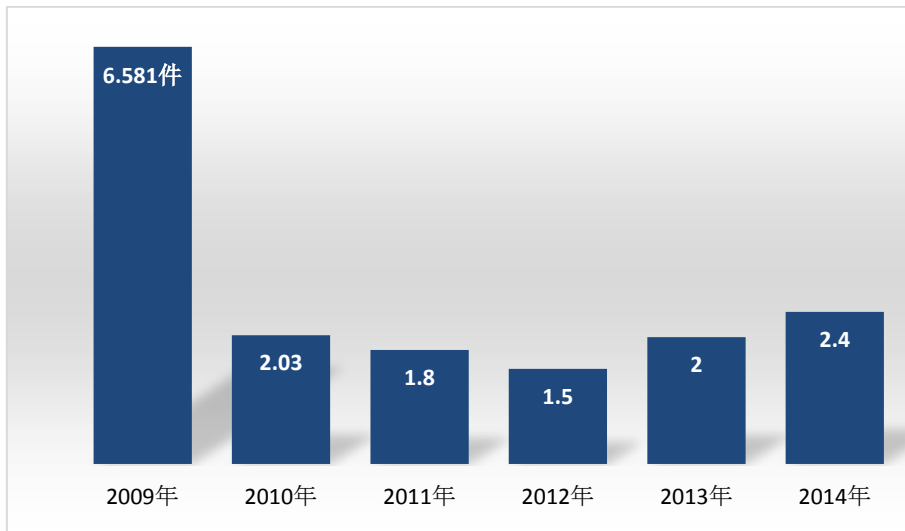


2015年は2.39万件（6月末まで）

B. 税関行政取締り件数<sup>4</sup>

税関による侵害事件摘発件数は横ばい状態で、大きな変動はない。

図3 税関行政取締り件数（単位：万件）



<sup>4</sup> 出典：中国知識産権局発行の各年「中国知識産権保護状況白書」  
<http://www.sipo.gov.cn/gk/zscqbps/>

### C. 刑事取締り件数<sup>5</sup>

刑事取締り案件数は14年度の実績が前年より低いですが、裁判所の知財刑事案件結審件数がやや増えている。

図4 全国公安による摘発件数（単位：件）

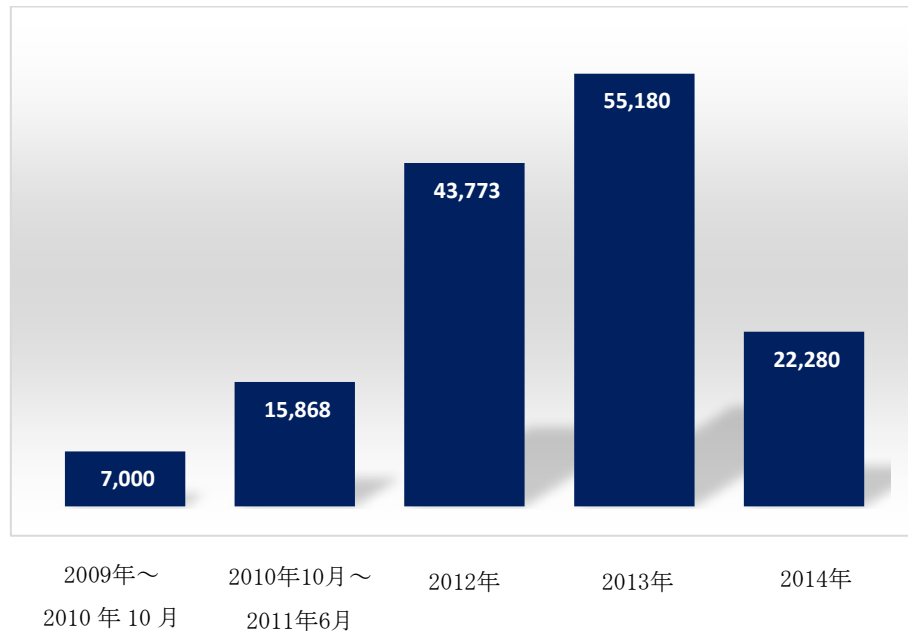
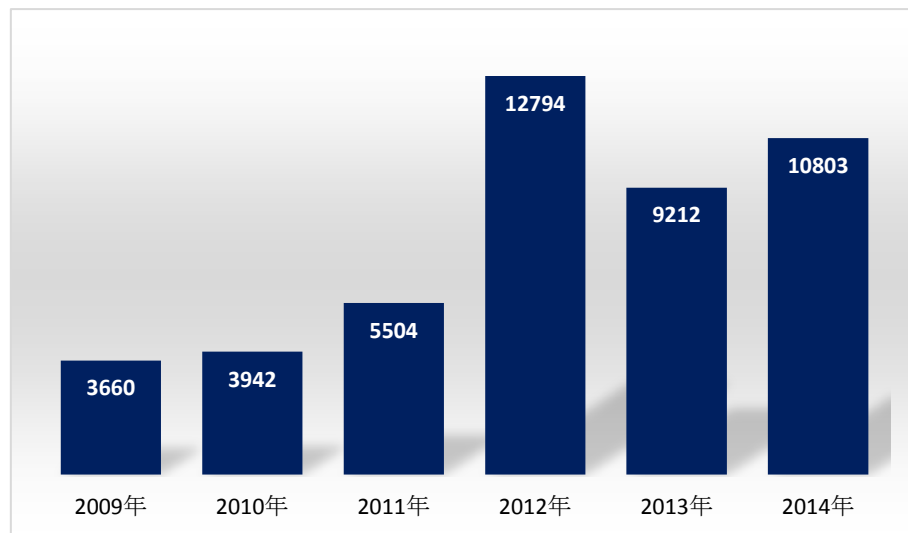


図5 裁判所の知財刑事案件結審件数（単位：件）



<sup>5</sup> 出典：中国知識産権局発行の各年「中国知識産権保護状況白書」  
<http://www.sipo.gov.cn/gk/zscqbps/>

#### D. 専利行政取締り件数<sup>6</sup>

全国知識産権局の専利権侵害紛争案件取締り件数は2011年の専利行政法執行弁法の施行に伴い、毎年倍増している。そして、改正専利行政法執行弁法が2015年7月1日に施行されたことで、これからも増加すると思われる。

図6 全国知識産権局の受理件数（単位：件）

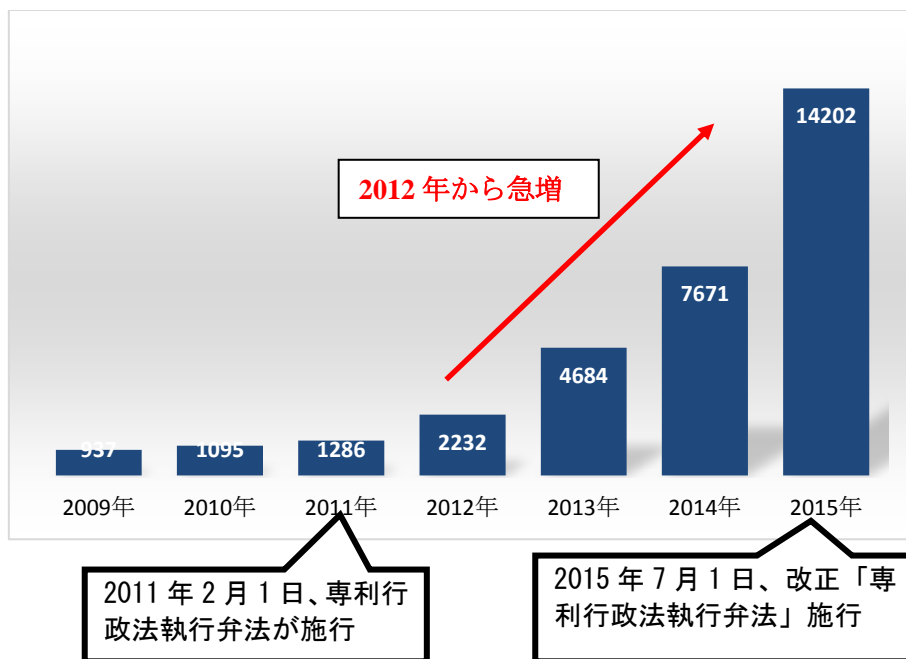
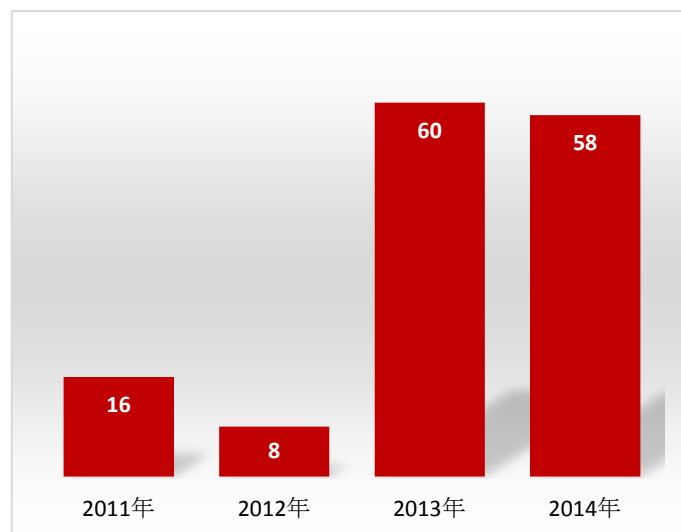


図7 日本の権利者からの申立て受理件数（単位：件）



<sup>6</sup> 出典：中国知識産権保護状況白書 <http://www.sipo.gov.cn/gk/zscqbps/>  
国家知識産権ネット <http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/year2014/h.html>  
[http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2016/201601/t20160118\\_1230431.html](http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2016/201601/t20160118_1230431.html)

・図7 日本権利者からの申立て受理件数-国家知識産権ネット：  
2011年データ：<http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/year2011/h/h3.html>  
2012年データ：<http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/year2012/h/h3.html>  
2013年データ：<http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/year2013/h/h3.html>  
2014年データ：<http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/year2014/h/h3.html>



E. 専利行政取締り件数<sup>7</sup>・・・2014年度権利者国籍別内訳

権利者国籍別内訳データによると、案件発生 の主要外国権利者の国籍はドイツ、米国、日本、英国と韓国である。

図8 中国内外案件数の割合（単位：件）

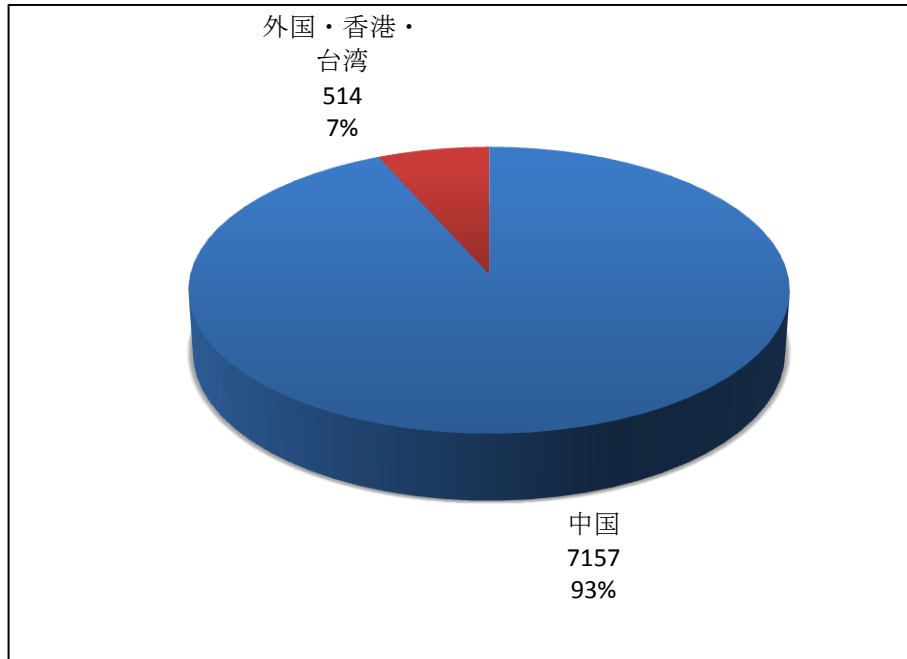
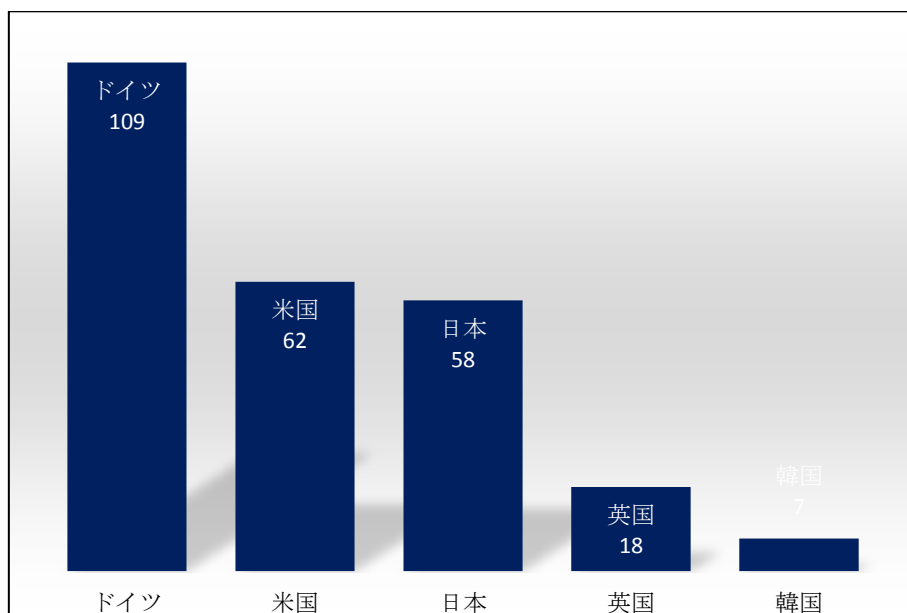


図9 主要国の案件数（単位：件）

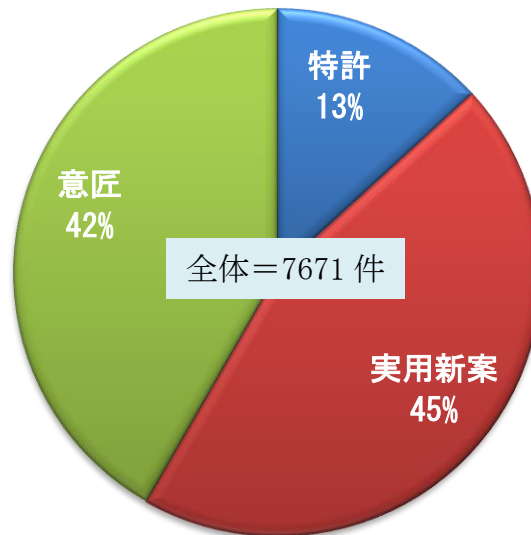


<sup>7</sup> 出典：中国知識産権保護状況白書 <http://www.sipo.gov.cn/gk/zscqbps/>  
国家知識産権ネット <http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/year2014/h/h3.html>

F. 専利行政取締り件数<sup>8</sup>・・・2014年度専利類型別件数

図9が示したとおり、案件の類型は意匠と実用新案に集中している。

図10 2014年全国知識産権局の受理件数



<sup>8</sup> 出典：

国家知識産権ネット <http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/year2014/h/h2.html>

・受理件数内訳：特許 1010 件、実用新案 3461 件、意匠権：3200 件

## 2 専利行政取締りの重要性

これらのデータにより、専利権侵害行政取締り案件数が 2012 年から毎年急増していることが分かる。したがって、専利行政取締りが今後も重要視されると思われる。

中国における専利権侵害の対応方法は以下のとおりであり、「双軌制」が存在する。

救済方法	機 関	処理方法	侵害差し止め	賠償
司法救済	人民法院	判決	○	○
		和解	○	○
行政取締り	知識産権局（IPO）	処理	○	×
		調停	○	△

行政取締りは知識産権局を通して行い、最終的に知識産権局より「処理」されるか、あるいは知識産権局の調停により侵害業者と和解するかになる。

処理の場合、知識産権局は処理決定書を発行し、侵害業者に侵害行為の停止を命じる。

調停の場合、侵害停止などの内容を含めた誓約条件をあらかじめ設定し、侵害業者と和解合意書を締結させる。そして、知識産権局は行政調停書を発行する。この場合、侵害業者に賠償金を求めることも可能であるが、達成できるかは交渉次第である。

典型的な事例として、以下の日本企業関連案件がある。

処理方法	案件	侵害品	処理結果
処理	江蘇省における二輪車意匠権侵害案件	二輪車	知識産権局は処理決定書を発行し、侵害業者に二輪車意匠権侵害品の製造・販売・展示会出品・ウェブサイト写真掲載行為の停止を命じた。
調停	浙江省における制御機器意匠権侵害案件	制御機器	侵害品の製造・販売・展示会出品の停止、賠償金 2 万元などの条件を設定し、侵害業者に和解合意書を締結させた。そして、知識産権局は行政調停書を発行した。

なお、事例詳細は第四章の 2 に詳細を記載している。

専利行政取締りが注目されている要因は、主には以下のとおりである。

- ① 模倣対策の重心が「商標」から「専利」へ移行しつつあることが統計上、明らかであること
- ② 司法より所要期間が短く、専利権の限られた権利存続期間内で効果的に活用できること
- ③ 訴訟に比べて費用がやすく対応できるため、手軽に対応できること
- ④ 専利行政法執行弁法の施行や改正専利行政法執行弁法の施行により、法整備がなされつつあること
- ⑤ 毎年案件数が急増していることにより、専利行政部門の専門性が向上していること
- ⑥ 専利行政部門の権限の拡充傾向

また、専利権の保護を強化するため、国家知識産権局は2012年8月、意見を募集し、2015年4月1日に「中華人民共和国専利法改正草案（意見募集稿）」を公布した。これにより、将来的に知識産権局の以下の処理権限が強化される可能性がある。

- ・「損害賠償を命じる」権限
- ・不正な目的を有する侵害の場合は「懲罰的な賠償金」を命じる権限
- ・不正な目的を有する侵害、再犯の場合は「侵害品押収」「罰金」を科す権限

#### ■ 専利法改正草案（意見募集稿）

主な修正と追加内容を以下のとおりまとめた。

	修正と追加内容	説明
1	意匠権保護期間の延長	従来10年から15年に延長。
2	県レベル地方政府の専利行政部門の権限を強化	管轄区域で専利行政執法を実施し、専利権侵害行為および専利詐称行為を取り締ることができる。
3	専利行政部門の執法権限を強化	集団による権利侵害行為、権利侵害行為の再犯などを取り締ることが可能。行政機関は一部の専利権侵害案件の取締につき、権利者の申立てがなくとも行うことができるようになった。
4	専利行政部門の専利権侵害案件の調査手段を明確化	侵害者に尋問と現場査察を行うことができる。関係のある契約書、領収書、帳簿などの書類を閲覧、複写すること、関係のあ

		る商品を査察することが可能。市場秩序を乱し、意図的に専利権を侵害する商品であると証明できる場合は、その商品を封緘・押収することができる。
5	専利権侵害品および専利権侵害品の製造設備、部品などの処分強化	専利行政部門が専利権を侵害すると断定した場合、侵害品、侵害品の製造設備、道具、部品、金型などを没収・廃棄することができる。
6	故意に市場秩序を乱す行為の取締を強化	団体による専利権侵害行為、専利権侵害行為の再犯などの市場秩序を乱す者に対し、執行部門は不法経営額が5万元以上である場合、不法経営額の1～5倍の罰金を科することができる。不法経営額がゼロ、あるいは5万元以下である場合、執行部門は25万元以下の罰金を科することが可能。
7	専利行政調停の効力強化	専利行政部門は権利者の請求に基づいて、権利侵害による損害賠償金を調停し、調停協定は裁判所の確認を得てから効力を生ずる。どちらか一方の当事者が履行を拒絶、あるいは一部を履行しない場合、もう一方の当事者は裁判所に強制執行を申立てることができる。
8	故意侵害行為に対し、懲罰的な賠償金制度を採用	裁判所は故意侵害行為の状況、もたらした影響、結果などを考慮し、①権利者の損失、②侵害者の不法経営額、③専利のライセンス料のいずれかの2～3倍の懲罰的な賠償金を命じることができる。なお、①～③のいずれも確定できない場合、裁判所は300万元の範囲内で賠償金を決めることができる。
9	立証の規定を具体化し、立証困難問題の解決を図る	専利権侵害の訴訟において、権利者が立証に尽力したにもかかわらず、侵害者が所有の権利侵害に関わる帳簿、書類などの開示を拒否した場合、裁判所は権利者による主張および証拠を参考として、賠償金額を決定することができる。
10	権利者の立証責任の明確化	特別な事情によって、素早く審理または処理を進めなければならない場合を除き、実用新案および意匠権の権利者は行政執法部門および裁判所に専利権評価報告を証拠として、提出しなければならない。
11	インターネット上における	・インターネットサービス提供者が専利権

	侵害行為についての処理規定を追加	<p>を侵害したことを知り、または知り得るべきにもかかわらず、速やかに権利侵害製品のリンクを削除、遮断、解除するなどの必要な措置を施さない場合、インターネットサービスの利用者と連帯責任を負わなければならない。</p> <p>・権利者の正当請求を受けたにもかかわらず、速やかに対応しなかった場合は、被害の拡大した部分について、連帯責任を負わなければならない。</p>
--	------------------	--

## 第二章 専利行政取締りに関する法的根拠

### 1 専利行政取締りとは

専利行政取締りとは、政府行政部門を通して権利保護を得る手段のことである。

1984年に公布された専利法には「権利者は権利侵害を受けた場合、裁判所に訴えを提起、あるいは専利行政部門に処理を請求することができる」と規定している。前述のとおり、中国では司法救済と行政取締りの「双軌制」救済システムが設けられており、権利者は状況により救済方法を選ぶことができる。

行政取締りシステムが設けられた背景と理由は以下のとおりである。

#### ①. 中国特有な文化と習慣からできたものであること

中国は昔から、国が強い行政権力を持っており、行政保護なる概念が代々の中国人に影響している。そのため、現代社会でも、権利侵害を受けた場合、多くの人々は第一に政府に問題解決を求める。

#### ②. 行政取締りが一定の優位性を持っていること

専利行政部門行政取締りは司法救済よりかかる費用が少なく、対応期間も短いからである。多くの省の専利行政執法部門が専利権侵害紛争を処理する際、費用を徴収しない。司法救済と比べて行政取締りは必要とする費用が少ない。また、国家知識産権局が公布した「専利行政法執行弁法」には、専利権侵害紛争の処理期限は5ヶ月前後と規定している。これに対し、司法救済は速くとも6～12ヶ月かかる場合が多いため、行政取締りは権利者にとって使いやすく、かつ効率的な手段である。

中国の専利行政部門は専利権侵害紛争の処理だけではなく、専利の方向付け、助成政策、企業の知財保護意識の向上にも係わるため、実務からの経験は政策、法規などの制定に役立つ。

## 2 主要法規

専利行政取締りに関する法律はおもに以下のものがある。



このなかで主要法規の概要を以下のとおりまとめた。

### ①. 中華人民共和國專利法

60条 専利権者の許諾を受けずにその特許を実施する、すなわちその専利権を侵害して、紛争が生じた場合には、当事者が協議により解決する。協議を望まない場合又は合意することができなかつた場合、専利権者または利害関係者は人民法院に訴えを提起すること、或いは専利事務管理部門に処理を求めることができる。専利事務管理部門が処理する状況においては、権利侵害行為が成立すると認められた場合、権利侵害者に権利侵害行為を即時に停止するよう命ずることができる。当事者が不服の場合、処理通知を受領した日から15日以内に、中華人民共和國行政訴訟法に基づいて人民法院に訴えを提起することができる。権利侵害者が期限を過ぎても訴えを提起せず、権利侵害行為も停止しない場合、専利事務管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う専利事務管理部門は、当事者の請求に基づき、専利権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかつた場合、当事者は、中華人民共和國民事訴訟法に基づいて人民法院に訴訟を提起することができる。



## ②. 中華人民共和国専利法実施細則

79条 専利法と本細則にいう専利業務を管理する部門とは、省、自治区、直轄市人民政府および専利管理作業の量が多く、処理能力を有する、区が設けられる市の人民政府が設立した専利業務を管理する部門を指す。

80条 国務院特許行政部門は、専利権侵害紛争の処理、専利詐称行為への取締り、専利紛争の調停について専利業務を管理する部門に対し業務指導を行わなければならない。

81条 当事者が専利権侵害紛争の処理又は専利紛争の調停を求める場合、被請求人の所在地または権利侵害行為発生地の特許業務を管理する部門が管轄する。

2つ以上の専利業務を管理する部門が専利紛争の管轄権を有する場合、当事者はそのうちひとつの専利業務を管理する部門に請求することができる。当事者が2つ以上の管轄権を有する特許業務を管理する部門に請求した場合、最も早く受理した特許業務を管理する部門が管轄する。

専利業務を管理する部門で管轄権について争議が発生した場合、その共通の上級人民政府の特許業務を管理する部門が管轄を指定する。共通の上級人民政府の特許業務を管理する部門がない場合は、国務院専利行政部門が管轄を指定する。

82条 専利権侵害紛争の処理過程において、被請求人が無効宣告請求を提出し、かつ専利複審委員会に受理された場合、専利業務を管理する部門に処理の中止を求めることができる。

専利業務を管理する部門は、被請求人の提出した中止の理由が明らかに成立しないと考える場合は、処理を中止しなくてもよい。

## ③. 専利行政法執行弁法

専利業務管理部門が専利権侵害紛争の処理、専利紛争の調停及び専利詐称行為の取締りといった専利行政法執行を行う場合に、本弁法を適用する。

6条 専利業務管理部門は当地の実情に基づいて、市、県クラスの人民政府が設立した実際の処理能力をもつ専利業務管理部門に、専利詐称行為の取締り、専利紛争の調停を委託することができる。

#### ④. 各地方条例

上記の法律法規以外に、地方の立法機関は管轄区域の専利管理、専利保護に適用する地方法規を制定している。例：浙江省専利条例、上海市専利保護条例、広東省専利条例などが挙げられる。

### 3 管轄

上述のとおり、専利法実施細則81条と専利行政法執行弁法6条の規定により、専利行政取締りの管轄は以下の専利部門により管轄されていることがわかる。

- ①被請求人の所在地または権利侵害行為発生地 of 専利業務を管理する部門
- ②市、県クラスの人民政府が設立した実際の処理能力をもつ専利業務管理部門

実務上では、省や市の知識産権局に侵害処理を申立てる場合が多い。例えば浙江省知識産権局、広州市知識産権局などである。

### 4 知識産権局の調査権限

知識産権局の調査権限は以下のとおり。

- ①. 侵害業者の契約書や帳簿等の関連文書を閲覧、複製
- ②. 事情聴取
- ③. 測量や写真撮影、映像撮影等の方法で実地調査
- ④. 現場での実施を命じる（製造方法等の場合）
- ⑤. サンプル採集

なお、現行法では原則として疑義品の差押えは行わない

ただし、サンプル採集が困難、かつ今後取得が困難の場合にのみ登記・保存（封印）を認めるが、7日以内に開封する必要がある（専利行政法執行弁法の弁法40条）。法的根拠は以下のとおり。

#### ■ 専利行政法執行弁法

38条 専利業務管理部門は証拠を調査、収集するとき、案件と関連のある契約や帳簿等の関連文書を閲覧、複製することができる。当事者と証人に事情をヒヤリングできる。測量や写真撮影、映像撮影等の方法で実地調査を行うことができる。製造方法に関する専利権侵害嫌疑がある場合、専利業務管理部門は被調査者に現場実演を命じることができる。

39条 専利業務管理部門が証拠を調査、収集するとき、サンプリング法を採用することができる。

40条 証拠が消滅する可能性があり、又は今後取得するのが難しくなり、か

つサンプリング法により調査・証拠を集めることができない場合、専利業務管理部門は登記・保存し、かつ7日以内に決定を出すようにすることができる。

また、地方の条例により、担保金を積めば差押えを実施できる可能性がある。

## 5 知識産権局の処罰権限

知識産権局の処罰権限は以下のとおり。

- ①. 専利権侵害品製造行為の差止めを命じること
- ②. 専用設備、金型の廃棄を命じること
- ③. 権利侵害製品の廃棄を命じること
- ④. 販売許諾行為の差止めを命じること
- ⑤. 展示会からの撤去を命じること
- ⑥. 輸入行為の差止めを命じること
- ⑦. 履行されない場合、裁判所に強制執行の申立て
- ⑧. 電子商取引Cプラットフォームの運営者に侵害サイトの削除、遮断を命じること

なお、原則として罰金を科すことができないが、一部の地方法規には再犯の場合に罰金を科すとの規定がある。例えば：

広東省専利条例54条	同一専利権について再犯した場合、違法所得の没収に加えて、違法所得の1～5倍の罰金を科すことができる
北京市専利保護と促進条例47条	同一専利権について再犯した場合、違法所得の没収に加えて、2～10万元の罰金を科すことができる
重慶、天津、福建、浙江などでも同種の条例がある。	

### 第三章 専利行政取締りの実務手続き

#### 1 申立ての要件

専利行政執法弁法10条の規定によると、専利行政取締り申立ての主な要件は以下のとおり。

- ①. 申立人は専利権者または利害関係者であること
  - ②. 明確な被請求者があること
  - ③. 裁判所に訴えを提起していないこと
- 法的根拠は以下のとおり。

#### ■ 専利行政法執行弁法

10条 専利業務管理部門に専利権侵害紛争の処理を申立てる場合、以下の要件を充足しなければならない。

- (一) 申立人は**専利権者**また**利害関係者**であること  
→利害関係者は、被許諾者、専利権者の合法的継承者を含む
- (二) 被申立人が明らかであること
- (三) 明確な申立内容と具体的な事実および理由があること
- (四) 案件を受理する専利業務管理部門の案件受理および**管轄範囲**に属すること
- (五) 当事者が当該専利権侵害紛争について裁判所に**訴えを提起していないこと**

#### 2 必要書類

専利行政執法弁法の規定によると、専利行政取締りを申立てる際に必要な書類は以下のとおり。

種類	必要な書類	備考
①. 申立書類	申立書	知識産権局に提出。
②. 委任状	企業登記簿謄本	企業登記簿謄本は現在事項全部説明書のこと。これら書類は公証・認証の手続きおよび中国語訳が必要。
	代表者の身分証明書	
	代理人への委任状	
③. 権利有効性証明	専利証書	原本が必要。
	専利料年間納付領収書	

	専利登記副本	国家知識産権局発行のもので、発行には約2週間必要。
	専利権評価報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日または優先権日が2009年10月1日以前の実用新案権については、国家知識産権局より取得できる。</li> <li>・申請日または優先日が2009年10月1日以前の特許権については、中国専利信息中心などの民間評価機構より取得できる。</li> <li>・無効審判の請求がなされても、専利復審委員会が有効と審決し、かつ専利復審委員の審決が裁判所に取消されなかった実用新案権、特許権については、専利復審委員の審決証明を証拠として利用可能。</li> </ul>
④. その他	専利実施許諾契約書	請求人が利害関係者である場合は、専利実施許諾契約書の提出が必要。使用目的は、請求人と権利者との関係を証明するため。

法的根拠は以下のとおり。

#### ■ 専利行政法執行弁法

11条 専利業務管理部門に専利権侵害紛争の処理を請求する場合、請求書及び下記の証明資料を提出しなければならない。

(一) 主体資格証明。即ち個人の場合は、住民身分証明書又はその他の有効身分証明書を、団体の場合は、有効な営業許可証又はその他の主体資格証明書の副本及び法定代表者又は主要責任者の身分証明書を提出しなければならない。

(二) 専利権有効証明。即ち専利原簿の副本、又は専利証書とその年の専利料納付領収書。

専利権侵害紛争が実用新案又は意匠に係わる場合、専利業務管理部門は請求者に対して国家知識産権局が発行した専利権評価報告(実用新案検索報告)の提出を求めることができる。

請求者は被請求者の人数に応じて請求書の副本及び関連証拠を提出しなければならない。

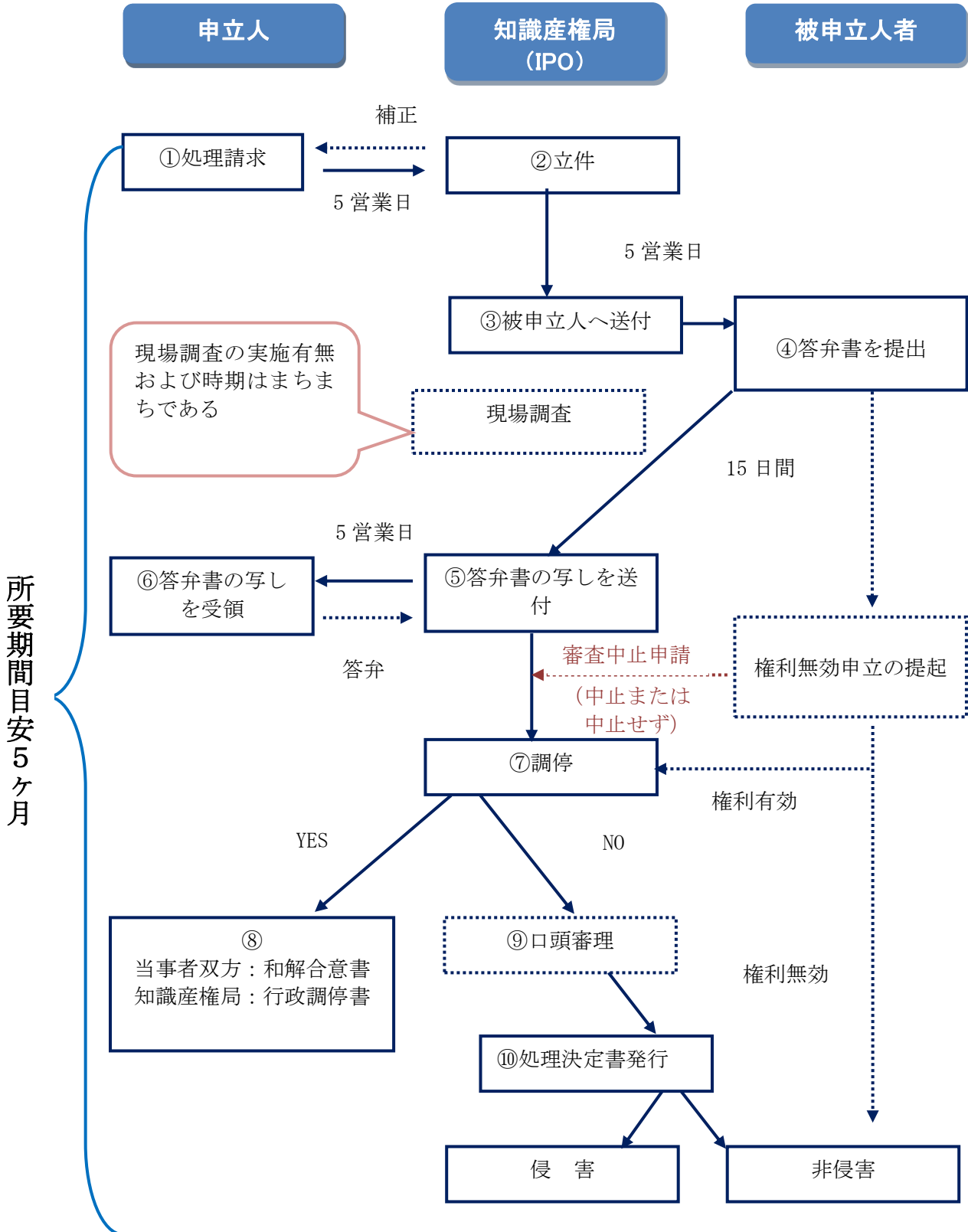
### 3 証拠収集の要点

専利行政取締りを行うためには証拠の収集が不可欠である。必要な証拠はおもに侵害品の証拠と疑義者との関連性の証拠に分けられる。詳細は以下のとおり。

証拠の種類	具体的な証拠例
1. 侵害品の証拠	①. 侵害品のサンプル公証購入 ②. 侵害品のウェブサイトの公証 ③. 十分に比較するための写真入手
2. 侵害者との関連性の証拠	④. 領収書 ⑤. カタログ ⑥. 侵害品に使用されている商標の登録情報 ⑦. ドメイン名の登録情報 ⑧. 複数業者に関わる場合は、各業者の企業登記情報 ⑨. 権利者の過去における同一権利の取締り実績 ⑩. 被疑者の再犯記録
<p><b>【備考】</b></p> <p>①については、特許権の場合は事前に商品分解作業およびその公証を行うことが望ましい。</p> <p>③については侵害非侵害の識別に使えるほどの解像度が高い写真が必要。</p> <p>⑥については、侵害品の本体、包装、関連広告に使用された商標の登録情報から、侵害品と商標登録者の関連性を有すること証明できた場合、証拠として提出。</p> <p>⑦については、侵害品展示のウェブサイトのドメイン名登録情報から侵害品とドメイン名登録者の関連性を有すること証明できる場合、証拠として提出。</p> <p>⑧については、複数の業者が同一案件に関係している場合、これら業者の工商登記情報から、出資者、法定代表者間の関連性を有すると証明できる場合は証拠として提出。</p> <p>⑨については、権利者が過去、同一権利についての取締り実績がある場合、その実績を行政機関に開示し、行政機関の参考とする。</p> <p>⑩については侵害者の再犯記録（同一権利の侵害）がある場合、行政機関に再犯証拠（過去の申立記録、判決書、調停書など）を提供し、行政機関が迅速な判断を下すのに役立つ。</p>	

#### 4 案件処理の流れと所要期間

案件処理の流れと所要期間は以下のとおり。



所要期間について、「弁法」によると、申立受理から案件終了までの知識産権局の処理期間は5ヶ月とされている。ただ、実際はもっとかかる場合がある。また、権利無効請求の提起を伴う場合は、1～2年かかる場合もある。

## 5 必要な費用

専利行政取締りに必要な費用は権利の種類により、1件につき数万元から10数万元かかる。それらは証拠の取得や弁護士費用など以下の項目を含む。

### ①. 費用の目安

- ・ 意匠権、実用新案権・・・数万元／件
- ・ 特許権・・・10数万元／件

### ②. 内訳

費用項目	説明
A. 公証費	約1万元前後。侵害品のサンプル公証購入、ウェブサイト公証作業などにかかる費用。
B. 専利権評価報告	数千元。国家知識産権局、中国専利信息中心などから専利有効性に関する報告書を取得する作業。
C. 弁護士費用	数万元。案件情報の整理、申立書と商品類否比較資料の作成、証拠の整理、知識産権局への申立て、現場調査同行、侵害者との交渉、答弁、調停書作成など。
D. 技術鑑定費	数万元。この費用は発明特許の場合に必要となる。製品を分解し、専門的な鑑定機関により鑑定する作業。
E. 知識産権局の案件受理費と現場調査費	数千元。徴収しないところもある。
F. 交通費・宿泊費、翻訳費	数千元。
G. 倉庫料、保管費	数千元。侵害品が大型製品である場合、倉庫を使う場合がある。その際に倉庫料と保管費がかかる。



## 第四章. 事例紹介

本章では中国企業および日本企業が中国国内において専利行政取締りを申し立てた典型的な事例を取り上げる。

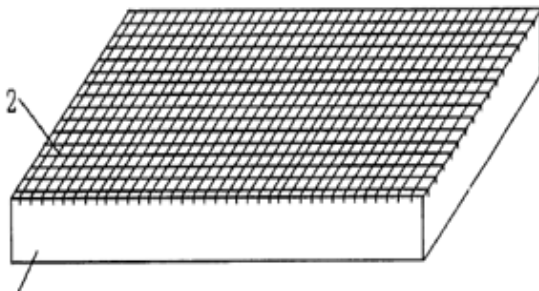
### 1 中国企業の事例

中国企業の事例として、上海市知識産権局の受理した実用新案権侵害案件を紹介する。詳細は以下のとおり。

#### ①. 案件概要

案件	〇〇有限公司と〇〇製造工場の電機ベニア板実用新案紛争
担当知識産権局	上海市知識産権局
案件立件日	2005年4月29日
案件終了日	2007年8月20日
処理方法	調停により和解で終結
備考	案件は開始してから終結まで2年もかかった。その原因は被申立人による無効審判の請求が案件審理を一旦中止させたからである。ただ、結果は請求人にとっておおむね良好。被申立人は権利侵害の停止、金具廃棄、4万元の損害賠償金の支払いをすると同時に、2回目の無効審判請求を撤回した。

#### ②. 権利者の専利実施事例の図面



③. 案件の経緯

月日	発生事項
2005年3月	申立人が権利侵害疑義品の公証購入を実施
2005年4月28日	申立人が上海市知識産権局に申立てを提出
2005年4月29日	上海市知識産権局受理
2005年5月	被申立人が専利復審委員会に無効審判を請求
2005年6月15日	専利復審委員会は被申立人による無効審判の請求を受理
2005年6月29日	上海市知識産権局は案件の審理中止決定を当事者に通知
2006年1月6日	専利復審委員会は専利は有効であると審決
2006年3月	上海市知識産権局は案件の審理を再開
2006年7月7日	北京市第一中級人民法院は行政訴訟判決を下し、専利復審委員会の決定を支持
2006年8月	被請求人は再度専利復審委員会に無効審判を請求。
2007年8月10日	当事者双方が和解し、被申立人は権利侵害の停止、金具廃棄、損害賠償金の支払い、2回目の無効審判請求の撤回などを承諾
2007年8月20日	申立人は上海市知識産権局に処理申立てを撤回。

2年間

#### ④. 和解合意書

##### 和解合意概要

- ① 侵害品の製造・販売・許諾販売を停止すること
- ② 侵害品製造用の金型を廃棄すること
- ③ 賠償金 4 万元を支払うこと

**调 · 解 · 协 · 议**

上 [REDACTED] 有限公司（下称甲方）因上 [REDACTED] 制品厂（下称乙方）制造、销售、许诺销售 KJ-3 亚光抗静电胶板和 KJ-5 两面光抗静电胶板产品，侵犯甲方实用新型专利（专利号 [REDACTED] 59.3），甲方于 2005 年 4 月 28 日向上海市知识产权提出专利侵权纠纷处理请求。乙方分别于 2005 年 5 月 20 日、2006 年 8 月 3 日两次向国家知识产权局请求宣告上述专利无效。

现经上海市知识产权局调解，双方达成协议如下：

- 一、乙方承诺：自签订本协议之日起停止侵权，即不再制造、销售、许诺销售 KJ-3 亚光抗静电胶板和 KJ-5 两面光抗静电胶板产品，
- 二、乙方承诺：在签订本协议之日起三日内销毁专用模具，并在十日内通知甲方派员验看确认销毁结果。
- 三、乙方应在签订本协议之日一次性向甲方支付赔偿款人民币肆万元整，并将加盖乙方公章的撤回宣告专利无效请求书交给甲方，由甲方转寄国家知识产权局专利复审委员会（案件编号为：[REDACTED]）
- 四、在乙方履行上述条款的义务后，甲方即向上海市知识产权局递交申请撤回专利侵权纠纷处理请求。
- 五、双方按上述条款全部履行后，则本次纠纷即终结，双方无争议。如乙方未按上述协议内容履行，则甲方保留依法继续追究乙方侵权责任的相关权利。
- 六、本协议一式三份，双方各执一份，并送交上海市知识产权局一份。

请求人：上 [REDACTED] 有限公司…………… 被请求人：上 [REDACTED] 胶制品厂

## 2 日本企業の事例

日本企業の事例として、知識産権局が処理または調停に至った案件各1件を紹介する。詳細は以下のとおり。なお、ここに紹介する事例は各権利者から同意を得ている。

### 事例①：江蘇省における二輪車意匠権侵害案件

#### A. 案件概要

案件	江蘇省における二輪車意匠権侵害案件
担当知識産権局	江蘇省知識産権局
案件立件日	2013年11月18日
案件終了日	2014年3月13日
処理方法	知識産権局より処理。
備考	悪質業者であるため権利者は和解せず、最終的に知識産権局は処理決定書を発行した。その後、江蘇省知識産権局のサイトにも処理結果が掲載された。

#### B. 権利者の専利実施事例の図面と侵害品の写真比較

##### ホンダ社の意匠権



##### 侵害品



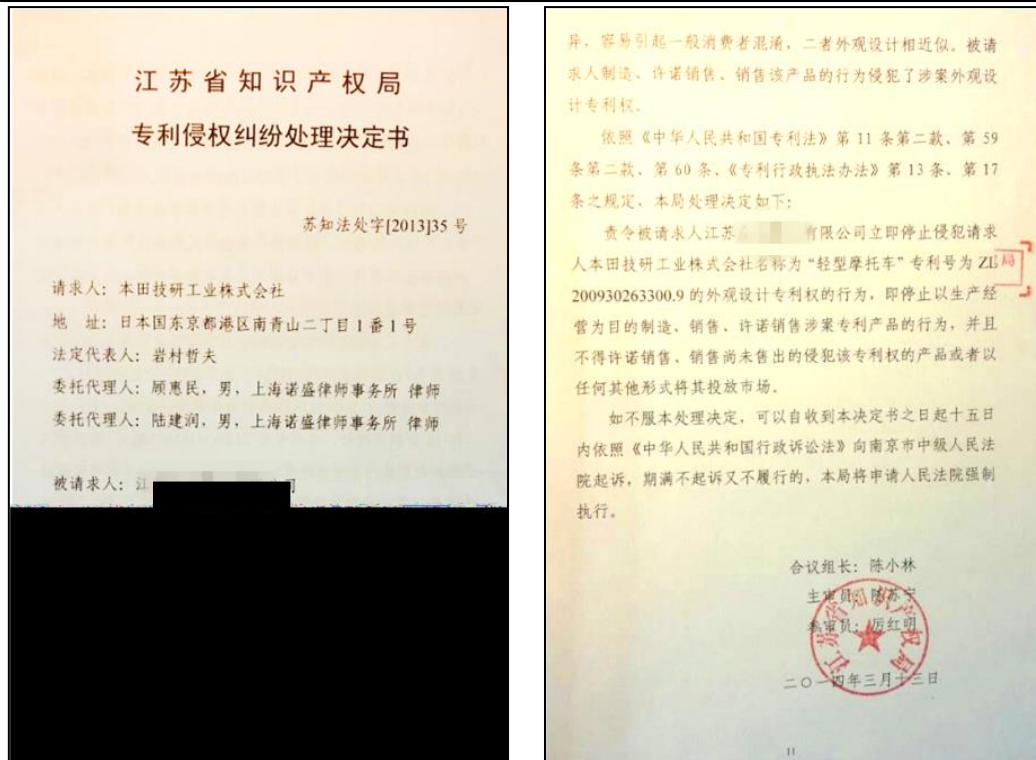
C. 案件の経緯

5.5ヶ月

時間経過	発生事項
2013年3月	工場を調査し、製造・販売行為を発見
2013年7月16日	ウェブサイト公証を実施 (サイトに侵害品の詳細写真があったため、コストを考慮しサンプル本体の公証購入せず。)
2013年09月30日	江蘇省知識産権局へ申立て
2013年11月18日	江蘇省知識産権局が案件受理
2013年11月21日	江蘇省知識産権局が現場調査を実施 (疑義品の写真を撮影し、被申立人に対し聞き取り調査記録を作成。)
2014年1月～2月	知識産権局から調停の打診、権利者は和解しないと返事
2014年3月5日	江蘇省知識産権局が口頭審理を実施
2014年3月13日	江蘇省知識産権局が処理決定書を発行 (侵害と認定し、侵害停止を命じる。)
2014年4月	江蘇省知識産権局のサイトに処理結果が掲載される

■ 処理決定書

処理結果概要： 製造・販売・展示会出品・ウェブ展示の停止



■ 行政処分の内容が江蘇省知識産権局のウェブサイトに掲載される

序号	处理决定书文号	案件名称	违法企业名称或违法自然人姓名	法定代表人姓名	主要违法事实	行政处理的种类和依据	行政处理的履行方式和期限	作出处理决定的机关	备注
1					力能... 案专利侵权。	... 专利侵权。	... 专利侵权。	江苏省知识产权局	
2	苏知法处字(2015)30号	专利侵权纠纷	江苏... 有限公司		江苏... 有限公司... 侵权。	... 专利侵权。	... 专利侵权。	江苏省知识产权局	

处理决定书と同じ内容。

事例②：浙江省における制御機器意匠権侵害案件

A. 案件概要まとめ

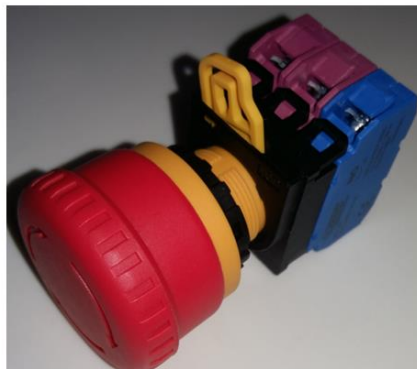
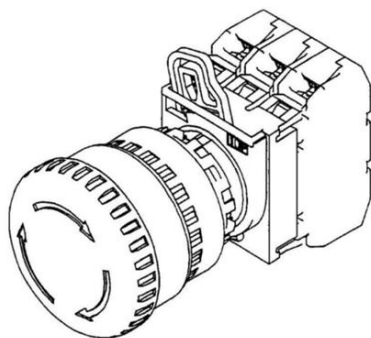
案件	浙江省における制御機器意匠権侵害案件
担当知識産権局	温州市知識産権局
案件立件日	2015年10月9日
案件終了日	2015年12月3日
処理方法	調停により和解で終結
案件注目ポイント	和解の際に賠償金も獲得。

B. 権利者の専利実施事例の図面と侵害品の写真比較

IDEC社の意匠権

侵害品

立体图1



C. 案件の経緯

時間経過	発生事項
2015年4月	工場調査を実施し、製造・販売行為を確認
2015年7月3日	公証付きで工場からサンプル購入作業を実施
2015年9月2日	浙江省温州市知識産権局へ申立て
2015年10月9日	温州市知識産権局は案件受理通知書を発行
2015年10月19日	温州市知識産権局から調停の打診
2015年11月17日	和解合意書の調印
2015年12月3日	和解で終了したため、知識産権局は案件取下げ通知書を発行

3ヶ月

D. 和解合意書

**合意内容**

- ①権利者の専利を尊重すること
- ②謝罪
- ③専利有効期限内における侵害品の製造・販売・展示会出品を停止すること
- ④商品取説・カタログなどに掲載しないこと
- ⑤賠償金 2 万元支払い
- ⑥和解合意書を破った場合は 50 万元の賠償金を支払う

调解协议书

甲方（请求人）：IDEC 株式会社  
 委托代理人：顾惠民 陆建滔 上海诺盛律师事务所 律师

乙方（被请求人）：[REDACTED]

鉴于：乙方生产、销售、展示的“HQ22-8101R 急停 1 常闭”紧急按钮开关产品以及“HQ22-712D 钥匙三档 2 常开”产品的外观分别与甲方名称为“鞍 按钮式开关”（专利号 200630304607.5）、名称为“选择开关”（专利号 200730160323.8）的外观设计专利近似，涉嫌侵犯甲方外观设计专利权；

鉴于：乙方所使用的“HQ22 Push Button”产品手册【第 5 页-第 20 页】中有部分示意图、文字内容与甲方“Ø22m YW 系列”控制元器件产品手册中的内容雷同，涉嫌侵犯甲方著作权；

为此，甲方（请求人）就上述“HQ22-8101R 急停 1 常闭”紧急按钮开关产品专利侵权行为向浙江省温州市知识产权局提出处理请求。

现双方在温州市知识产权局的主持下，就上述纠纷达成如下协议：

1、乙方知悉并尊重甲方拥有的上述知识产权；

2、乙方就其生产、销售、许诺销售上述开关产品以及在产品手册中使用与甲方产品手册相同之文字和示意图内容的侵权行为，向甲方表示歉意；

3、乙方承诺自本协议签订之日起在甲方上述两项专利的有效期限内不再生产、销售、许诺销售上述“HQ22-8101R 急停 1 常闭”紧急按钮开关产品以及“HQ22-712D 钥匙三档 2 常开”产品，包括今

后不会在任何方式（网页、展会、广告彩页等）的广告活动中展示上述产品；

4、乙方承诺今后不会在任何方式的产品手册或说明书【包括电子和纸质方式】中使用与甲方产品手册相同的示意图或文字内容。

5、乙方向甲方赔偿此次维权成本费用人民币贰万元整，并于本协议签订之日起 3 日内支付，该款项由上海诺盛律师事务所代为收取，【账号：310066713018004639385；户名：上海诺盛律师事务所，开户行：交通银行上海黄浦支行】。

6、如乙方遵守上述承诺的，本次纠纷即行终结，甲方今后将不再就上述纠纷向乙方提出任何主张和请求。但如乙方在签订本协议后继续生产、销售、展示上述两款开关产品被甲方发现的，则甲方有权依法追究乙方的所有法律责任，乙方应向甲方支付不低于人民币 50 万元的赔偿金。

7、本协议一式三份，甲方、乙方、温州市知识产权局各持一份，自各方签字或盖章之日生效。

甲方（请求人）：IDEC 株式会社  
 委托代理人：顾惠民 陆建滔 上海诺盛律师事务所 律师  
 2015 年 10 月 29 日

乙方（被请求人）：[REDACTED]  
 2015 年 10 月 29 日

乙方二款紧急开关产品实物图片

E. 案件関連書類

案件受理通知書

**专利侵权纠纷处理请求受理通知书**

专利号	200630304607.5
专利名称	按钮式开关
专利权人	IDEC 株式会社
请求人	IDEC 株式会社
被请求人	██████████

IDEC 株式会社：

经审查，请求人\_2015年10月9日提交的侵犯专利权纠纷处理请求符合《专利行政执法办法》第五条规定的受理条件，本局予以受理。

特此通知。



██████████

国家知识产权局法制司编制 ZLZF2091-002

案件取下げ通知書

**撤销侵权专利权案件的通知书**

专利号	200630304607.5
专利名称	按钮式开关
专利权人	IDEC 株式会社
请求人	IDEC 株式会社
被请求人	██████████

IDEC 株式会社：


本局受理的侵犯专利权纠纷处理请求，由于下述原因，现决定撤销案件：

当事人达成调解、和解协议；

请求人撤回处理请求。

经现场检查，证据不足。

特此通知。



二〇一五年十二月三日

和解で終了した場合、「案件取下げ通知書」ではなく、和解合意書とほぼ同一内容の「行政調停書」が発行されることもある。



## 第五章 展示会での専利権行使

このところの専利権侵害案件の増加および、侵害業者の手口が巧妙化しているなかで、展示会での専利権侵害行為も増える傾向にある。商標権侵害と比べ、専利権侵害は簡単に見分けることができず、対応の手順も複雑である。展示会の開催期間は短く、いかに効率よく対応していくことが問題となる。ここで事例を取り上げ、展示会で専利権を侵害された場合の対応方法を紹介する。

### 1. 展示会における専利権侵害対応の意義

展示会への出品は許諾販売行為であり、権利者が許可していない販売行為は違法である。そして、展示会にはバイヤーや専門業者などが集まるため、国内市場への流出ばかりではなく、海外への輸出もなされる。

展示会における専利権侵害行為は侵害品実物展示、侵害品写真展示、侵害品カタログなど宣伝資料の配布と侵害品価格表の配布である。これら違法行為に対する対策の意義は以下のとおり。

- a. 模倣品の販売・海外への拡散を抑止し、被害の拡大を防止
- b. 他の侵害業者への見せしめ効果
- c. 展示会現場の証拠収集および苦情申立ては、今後再犯が起きた場合の故意侵害の立証、および賠償金の算定に資すること

また、展示会対応の直接効果としては以下がある。

- a. 展示ブースに展示されている専利権侵害品の現場から撤去が可能
- b. 専利権侵害品が掲載されている営業用の資料配布の停止が可能
- c. 侵害者と現場で和解達成の可能性あり

### 2. 展示会における専利権侵害対応策の法的根拠

展示会専利行政取締りに関係する法律はおもに以下の3種類に分けることができる。

A. 部門規定	<b>展示会知識産権保護弁法</b> 商務部、国家工商総局、国家版權局、国家知識産権局 2006年3月1日施行	<b>専利行政執法弁法</b> 国家知識産権局 2015年7月1日施行
B. 地方法規	<b>地方法規</b> 例：江蘇省専利促進條例、浙江省専利條例、広東省専利條例など	<b>地方の展示会知識産権保護弁法</b> 例：広東省展示会専利保護弁法、北京市展示会知識産権保護弁法など
C. 主催者規定	<b>展示会主催者が制定した処理弁法</b> 例：広州交易会主催者が制定する知財侵害苦情申立と処理弁法など	

おもな法的条文は以下がある。

- a. 中国最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定 24条  
 専利法にいう許諾販売とは広告、店舗の展示棚における陳列、展示会における出展等の方法による商品販売の意思表示を行う行為を指す。
- b. 専利法 11条  
 いかなる部門又は個人も、専利権者の許諾なしに生産・営業を目的として許諾販売行為を実施してはならない。

展示会における専利権侵害対応策の関連法規の要点は以下のとおり。

- ① 展示会主催者の責任事項規定
  - a) 出展内容の知的財産権状況を審査し、専利模倣行為の有無について確認  
 展示品、看板および宣伝資料などの審査
  - b) 出展契約に知的財産権保護に関する条項を盛り込む  
 出展者は他人の知財権利を侵害する行為があった場合、展示品撤去、来場

者に見えないようにするなどの作業に協力すること。協力しない場合、次回の出展資格を取消すなど。

c) 行政機関と協力しクレーム受付出張所の設置

展示会が3日以上である場合、必要があれば、行政機関と一緒に知財クレーム受付出張所を設置し、行政機関の業務に協力すること。

d) 権利者または権利者の代理人に事実証明書類の発行

e) 展示会で知財保護の関連情報を行政機関に提供

② 展示会における知財苦情申立の手続きに関する規定

申立必要書類→申立受理後の現場査察→侵害品の処置方法など

③ 展示会主催者の知財保護不足の場合の責任追求

- ・行政機関による主催者への警告・罰金
- ・展示会の新規開催申請の拒否

3. 展示会における専利権侵害対応策の申立準備事項

工場等に対する専利行政取締りと同様に、展示会における専利権侵害対応申立の際に以下の書類などを事前に準備する必要がある。

種類	必要な書類	備考
①. 委任状	企業登記簿謄本	公証・認証および指定翻訳機関の中文翻訳が必要。
	代表者の身分証明書	
	代理人への委任状	
②. 権利有効性証明	専利証書	※専利安定性の確認が重要
	専利料年間納付領収書	※有効性証明資料は事前取得が必要
	専利登記副本	国家知識産権局発行のもの、発行のため、2週間必要。
	専利権評価報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日または優先日は2009年10月1日以前の実用新案権については、国家知識産権局より取得できる。</li> <li>・申請日または優先日は2009年10月1日以前の意匠権については、中国専利信息中心の</li> </ul>

		<p>ような民間評価機構より取得できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専利権評価報告書について専利申請日と優先日が2009年10月1日以降の実用新案と意匠権は専利権評価報告書の発行可能、取得のために2～3ヶ月間が必要</li> </ul>
③. その他	過去の侵害対応実績に関する資料	知識産権局の担当官への説得力が増し、動きやすくなる
	布やテープ	体積が大きく容易に撤去できないような商品の場合、覆いかぶせるための布やテープを用意すると便利である。

#### 4. 知識産権局出張所の設置有無

知識産権局はすべての展示会に「クレーム受付出張所」を設置するわけではなく、重要なものにのみ出張所を設置。ただし、小規模な展示会でも主催者の要請を受けて出張所を設ける場合がある。

一般的に下記は「重要な展示会」とされる。知識産権局の出張所設置有無は現場の対応が異なり、その違いも下記の表にまとめた。

##### ■重要な展示会とされる基準

- ・ 国務院、国務院直属の省庁・委員会主催の展示会
- ・ 全国または業界において強い影響力を持つ展示会
- ・ 国内外の出展企業が特に多い展示会

##### ■知識産権局の出張所設置有無対応の違い

出張所有無	対応の違い
あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出張所に申立すれば、専門的かつ迅速に対応してもらえる可能性が高いこと</li> <li>・ 知識産権局印鑑付きの「受理書」などの発行が得られ、再犯抑止力と証拠力が高いこと</li> </ul>

なし

展示会所在地の知識産権局に申立てしても出動してもらえない可能性がある。その場合、主催者側に協力を要請することになるが、かならず協力が得られるとは限らない。

## 5. 事例紹介

### ①. 知識産権局の出張所設置「あり」の場合の対応

#### A. 対応の流れと所要期間

#### 1 日目 展示会全体の調査とカタログの収集

- ・権利者が疑義品の侵害判断
- ・侵害業者展示ブースと侵害品写真撮影
- ・侵害業者配布カタログ、名刺などの取得
- ・申立書類の作成

展示会後に行政や司法の対応を予定している場合、現場で写真撮影公証作業の実施を勧める。

#### 2 日目 行政機関に苦情申立て

申立書類と収集した証拠を、知識産権局の職員がいる苦情受付センターに提出し、侵害品撤去などの処理を要請。

専利案件は複雑であり、弁護士や専利代理人に依頼すべき。

#### 3 日目 成果検証調査

## B. 事例－広州交易会におけるUSB意匠権侵害対応

### ・ 1日目－侵害業者発見と証拠取得

初日は侵害業者の展示ブースと侵害品の展示を発見し、写真撮影などにより証拠を収集する。展示会後に行政や司法の対応を予定している場合、現場で写真撮影公証作業の実施を勧める。

広州交易会外観



侵害業者の展示ブース



侵害品展示棚



侵害品



真正品



## 2日目－苦情申立て

2日目に広州交易会の知的財産権苦情受付センターに収集した証拠を提出し、苦情を申立てる。

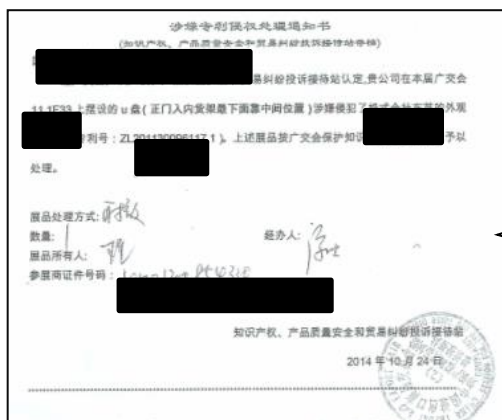
- ・ 広州交易会が設置した知的財産権苦情受付センター



- ・ USBメモリ侵害品



- ・ 広州交易会知財苦情受付センターから侵害者宛ての侵害疑義処理通知書



### <内容主旨>

- ・ 「意匠権侵害の疑いがある」と認定
- ・ 処置方法は「自主撤去」

**3日目－成果検証**

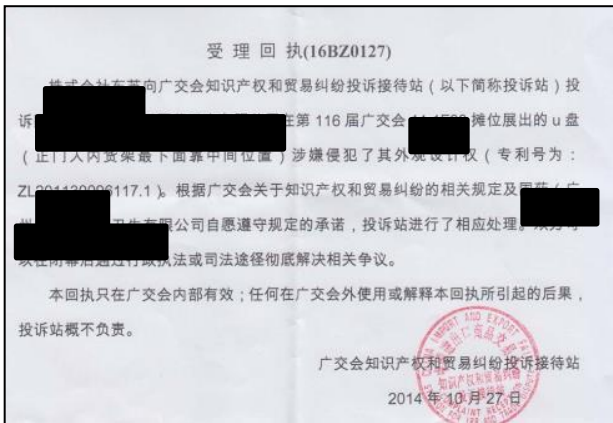
2日目の苦情申立後の成果を検証する。2日目に撤去した侵害品がまだ展示されているかどうかの確認である。

・3日目侵害業者の展示ブースと展示品の展示棚



対応後、侵害品がなくなった。

・知的財産権苦情受付センターから権利者宛ての受理控え



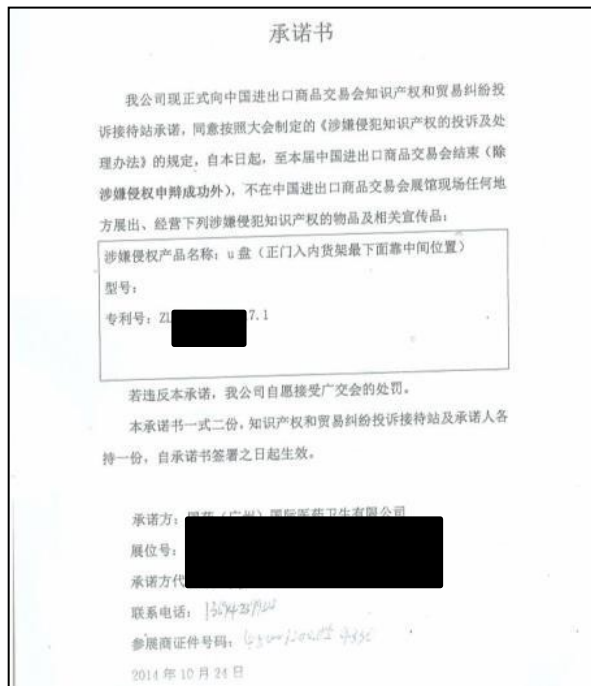
**<内容主旨>**  
 ・意匠権侵害苦情を処理したこと  
 ・「展示会終了後、双方は行政または司法ルートを通じて、争いを完全に解決するように」とのこと

・知的財産権苦情受付センターが作成した專利案件一覧表

第 116 届广交会二期 B 区专利案件档案 NO. [Redacted]									
案号	权利人	代理人	案名	类别	期限	案件状态	案件结果	备注	其他
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
说明: 1. 权利人指专利权人; 2. 代理人指专利代理机构; 3. 案名指专利名称; 4. 类别指发明、实用新型、外观设计; 5. 期限指专利保护期限; 6. 案件状态指受理、审查、授权、无效宣告、复审、诉讼等; 7. 案件结果指维持权利有效、宣告无效、撤销等; 8. 备注指其他重要信息; 9. 其他指权利人、代理人联系方式等。									
经办人: [Redacted]		审核人: [Redacted]		日期: 2014年10月27日		地点: [Redacted]		页码: 1/1	



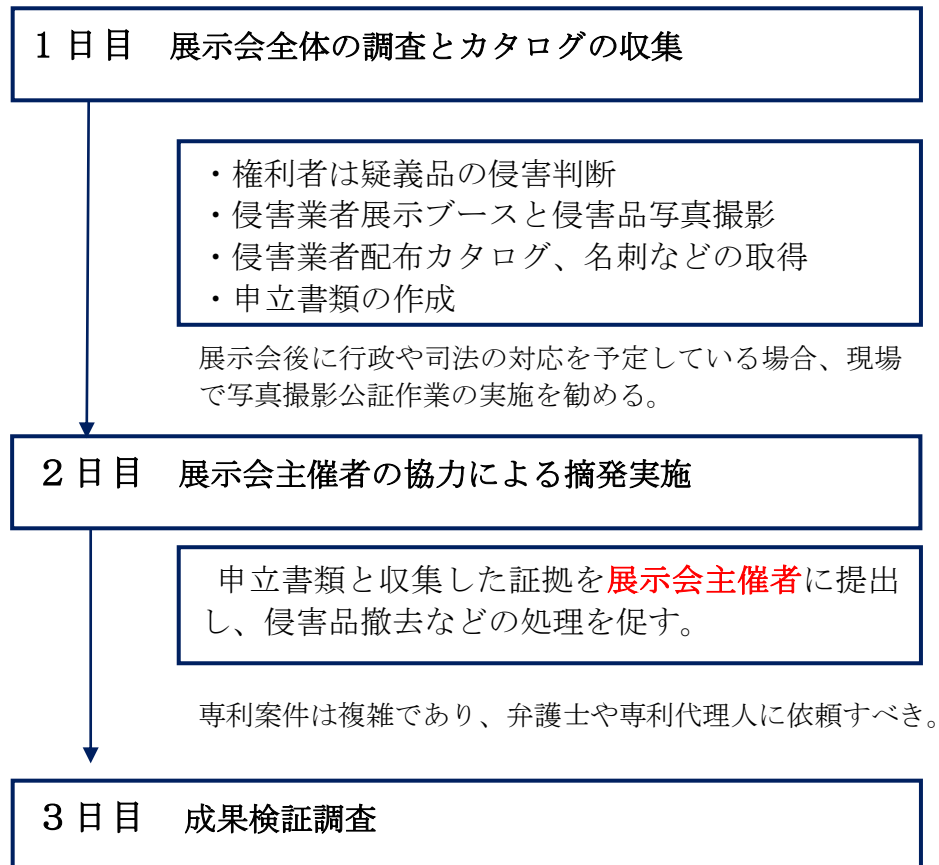
- ・侵害業者が苦情受付センター宛てに提出した誓約書



- 提出時期：摘発当日
- 誓約内容概要
  - ・展示会終了まで侵害疑義品を展示しないこと
  - ・違反した場合、広州交易会からの処罰に従うこと

## ②. 知識産権局の出張所設置「なし」の場合の対応

### A. 対応の流れと所要期間

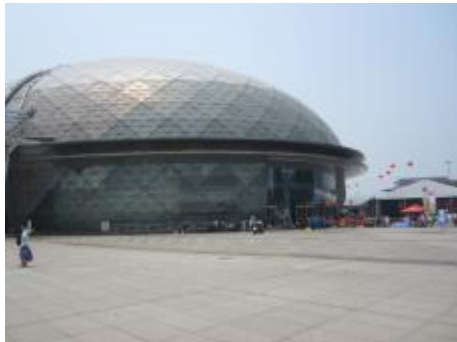


## B. 事例－江蘇省常州電動車展示会の意匠権侵害対応

### 1 日目－侵害業者発見と証拠取得

上記事例と同様、初日侵害業者の展示ブースと侵害品の展示行為を発見した。本件は現場で写真撮影公証作業を実施し、証拠を収集した。

#### ・常州展示会外観



#### ・展示侵害品の写真撮影公証作業



#### ●関連データ

初日公証作業を実施した模倣業者数：26社

## 2日目 展示会主催者の協力による摘発実施

知識産権局の出張所の設置がないため、2日目主催者と交渉し、現場摘発の同行を要請した。

- ・ 弁護士が主催者と交渉



- ・ 摘発実施に同行（侵害品展示撤去）



- ・ 摘発実施に同行（模倣品を布などで覆う）



### 3日目－成果検証

2日目の現場摘発成果を検証する。2日目に撤去された侵害品と布などで覆われた侵害品がまだ展示されているかどうかの確認である。



#### ●対応成果まとめ

- ・対応模倣業者数：26社
- ・展示停止に成功した業者数：21社

行政機関の設置がない展示会であるため、受理控えや処理結果通知書の発行がない。

#### 6. 展示会での証拠保全

上記事例のとおり、展示会開催の際に証拠収集しやすいため、今後の対応を考慮し、展示会での証拠保全を勧めている。証拠保全の方法として、公証作業の実施および、裁判所による証拠保全作業の実施がある。ふたつ方法の詳細は以下のとおり。

##### ①. 公証作業実施による証拠確保

公証人を連れて、展示会現場で侵害品への写真撮影、カタログ取得などに立ち会ってもらい、公証書を作成することが可能である。

公証書を入手しておけば、展示会のあとに知識産権局に正式に行政取締りを申立てしたり、裁判所にて民事訴訟（司法救済）の証拠とすることが可能である。

#### ・公証書サンプル



#### ②. 裁判所による証拠保全

専利権侵害対策の際に、侵害品実物証拠を取得することが困難な場合がある。その際、専利法 67 条および民事訴訟法の規定に基づき、裁判所に展示会で出展した侵害品実物および資料の証拠保全を申立てることが可能である。

#### ■専利法 67 条

専利権侵害行為を制止するため、証拠が消滅する可能性があり、又は今後取得困難である状況において、権利者又は利害関係者は提訴前に人民法院に証拠の保全を申請できる。

#### ●事例

以下の上海裁判所による証拠保全の事例がある。

#### 案件概要

- 権利者：スウェーデン企業
- 展示会：中国国際紡績機械展示会

- 場所：上海新国際展覽中心
- 侵害者：浙江省〇〇紡績有限公司など
- 専利権侵害案件数：10 件
- 証拠保全申請理由：
  - i. 侵害件数が多いこと
  - ii. 侵害品証拠の所得が困難
- 結果：侵害品を差押、証拠保全に成功

・この事例は上海裁判所のウェブサイトに掲載されている<sup>9</sup>



## ●留意事項

- 裁判所に専利権有効性証拠の提出が必要
- 裁判所に証拠保全を行う必要性に関する説明の提出
- 専利権侵害の初歩的な証拠を裁判所に提出
  - たとえば、出展の情報、展示ブースの写真など
- 裁判所に担保金の提供が必要
- 技術的なことについて裁判所から協力を求められる可能性があること
- 模倣品の運送や倉庫保管について、裁判所から協力が求められる可能性があること

## 7. 展示会における専利権侵害対応策まとめ

展示会における専利権侵害対応策は以下のとおり。

### A. 展示会専利対策を実施する前の確認事項

- 権利有効性の検証

<sup>9</sup>出所：上海法院サイト <http://shfy.chinacourt.org/index.shtml>

- 申立書類の準備
- 展示会レベル、行政機関設置有無の確認
- B. 専利権侵害案件が複雑であるため、事前に弁護士や専利代理人との相談が必要
- C. 展示会の期間が短いため、侵害証拠の取得はなるべく1日目に終わらせること
- D. 調査実施後は必ず検証（再調査）を行うこと
- E. 公証人を利用し公証書を作成することが可能
- F. 自力での証拠取得が困難な場合、裁判所に証拠保全を申請可能（必ずしも認められるとは限らない）

## 第六章 権利を侵害したとの主張を受けた場合の対応方法

中国では専利権侵害を発見した場合、上述とおりの方法で対応できる。一方、その逆に、権利を侵害したとの主張を受けた場合、以下の対応方法が考えられる。

### 1. 徹底的な事前調査

侵害係争を未然に防ぐためには、商品開発・販売・宣伝活動をする前に、商品の使用技術・設計について権利取得の可能性があるかどうか、他者の専利侵害にあたるかどうか徹底的に確認する必要がある。

### 2. 専利権侵害の理由で行政部門に調査・摘発された後

この場合の対応の要点は下記のとおりである。

#### A. 相手側の請求資格有無の確認

専利行政法執行弁法 10 条の規定により、専利権侵害申立者は専利権者あるいは利害関係者に限る。相手側の請求資格があるかを事前に確認する必要がある。

#### *専利行政法執行弁法 10 条*

*実施許諾契約における被許諾者、専利権者の合法的継承者を含む。専利実施許諾契約における被許諾者の中に、独占実施許諾契約における被許諾者は独自で請求を提出することができ、排他的実施許諾契約における被許諾者は、専利権者が請求しない前提で、独自で請求を提出することができる。契約に格別な規定がない限り、通常実施許諾契約における被許諾者は独自で請求を提出することができない。*

#### B. 行政機関管轄地の確認

行政取締りを実施した行政機関に管轄権があるかどうかは専利法実施細則 81 条の規定が定めている。行政取締りできるのは告訴された側の所在地、あるいは権利侵害行為の発生地の特許業務管理機関（一般に知識産権局を指す）に限る。上記のいずれにも該当しない場合、行政機関に異議申立てをすることができる。

#### *専利法実施細則 81 条*

*当事者が特許権侵害紛争の処理又は特許紛争の調停を求める場合、権利侵害者として告訴された者の所在地または権利侵害行為発生地の特許業務を管理する部門が管轄する。*



## C. 相手側が主張する専利を無効にする可能性の検討

行政取締りを受けた際、担当の行政機関と積極的に接触し、相手側の申立ての要点を把握し、相手側の主張を覆すため、以下の点を確認すべきである。

- i. 専利法 62 条の規定により、申立てられた製品に使用の技術・設計は従来技術・既存設計であれば、非侵害と反論できること

### 専利法 62 条

専利権侵害紛争において、権利侵害者として告訴された者が、その実施する技術又は設計が従来技術、又は既存設計であると証明できる場合は、専利権侵害にあたらぬものとする。同法第 22 条、本法でいう従来技術とは、出願日以前に国内外において公然知られた技術を指す。

- ii. 専利法 69 条の規定で定めた非侵害とみなす 5 つの状況への該当有無の検証。すなわち、専利権の消尽、臨時通過、科学研究・実験の使用および、行政認可に必要な情報を提供するために、特許医薬品或いは特許医療機械の製造・使用・輸入を行う行為のこと

### 専利法 69 条

以下の状況のいずれかがある場合は専利権非侵害と見なす

- 1) 特許製品又は特許方法によって直接得られた製品について、特許権者又はその許諾を取得済みの部門及び個人が販売後、当該製品に対して使用、販売許諾、販売、輸入を行う場合。
- 2) 特許出願日以前に同様の製品を製造した場合、又は同様の方法を使用するか、あるいは既に製造と使用の必要準備を終えており、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用する場合。
- 3) 臨時に中国の領土、領海、領空を通過する外国の輸送設備が、その所属国と中国が締結した約定又は共に締結した国際条約に基づき、あるいは互惠の原則に従い、輸送設備自身の必要のためにその装置と設備において関連特許を使用する場合。
- 4) 専門科学研究と実験のために特に関連特許を使用する場合。
- 5) 行政認可に必要な情報を提供するため、特許医薬品又は特許医療機械を製造、使用、輸入する場合、及び専らそのために特に特許医薬品又は特許医療機械を製造、輸入する場合。

- iii. 専利法 45 条と専利法実施細則 82 条の規定により、無効審判申立ての可能性を探ること

### 専利法 45 条

国务院専利行政部門が特許権付与を公告した日から、いかなる部門又は個人であっても、当該特許権の付与が本法の関連規定に合致していな

いと認めた場合は特許再審委員会に当該特許権の無効を宣告するよう請求することができる。

#### 専利法実施細則 82 条

特許侵害紛争の処理過程において、被請求人が無効宣告請求を提出し、かつ専利複審委員会に受理された場合、特許業務を管理する部門に処理の中止を求めることができる。特許業務を管理する部門は、被請求人の提出した中止の理由が明らかに成立しないと考える場合は、処理を中止しなくてもよい。

#### D. 専利行政法執行弁法 15 条により、相手側と和解する可能性を検討

相手側と和解の可能性とそれに伴う条件を検討する。専利権侵害案件の場合、行政機関も最初から和解を打診してくる。その際に案件の状況を考慮した上、相手側との和解条件などを検討すべきである。

#### 専利行政法執行弁法 15 条

専利業務管理部門は専利権侵害紛争を処理するとき、当事者の意志に基づいて調停を行うことができる。当事者双方が合意した場合、専利業務管理部門は調停協議書を作成し、公印を押す上、当事者双方に署名又は押印してもらう。調停が成立しない場合、適時に処理決定を下さなければならない。

#### E. 正式的な処理結果が下る前のメディア報道をできるかぎり抑えること

案件に関して接触してきたメディアに対し、友好的な立場を示す。不利な社会的影響を出来るかぎり小さく抑えるため、正式な処理結果が下る前の報道を控えさせること。あるいは結果がまだ出ていない状況では、中立的な報道に徹するよう求めること。

### 3. 行政処理や製品の差押えを受けた場合

#### A. 行政機関の行政処理を受けた場合

行政機関より不利な処理決定が下され、その処理決定に不服がある場合、専利法 60 条の規定により、行政訴訟を起こすことができる。

#### 専利法 60 条

特許権者の許諾を受けずにその特許を実施する、即ちその特許権を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事者が協議により解決する。協議を望まない場合又は合意することができなかつた場合、特許権者又は利害関係者は人民法院に訴訟を提起することができ、また特許事務管理部門に処理を求めることもできる。特許事務管理部門が処理する

状況においては、権利侵害行為が成立すると認められた場合、権利侵害者に権利侵害行為を即時に停止するよう命ずることができる。当事者が不服の場合、処理通知を受領した日から 15 日以内に、『中華人民共和国行政訴訟法』に基づいて人民法院に訴訟を提起することができる。権利侵害者が期限を過ぎても訴訟を提起せず、権利侵害行為も停止しない場合、特許事務管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う特許事務管理部門は、当事者の請求に基づき、特許権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかった場合、当事者は、『中華人民共和國民事訴訟法』に基づいて人民法院に訴訟を提起することができる。

#### B. 製品が差押えを受けた場合

中国の一部の地方法規は専利行政機関に必要な応じて差押えの権限を与えている。ただし、行政機関は差押えについては慎重的である。万が一、係争対象品が差押えられた場合、反論手続きをするほかに、必要に応じて担保金を支払い、差押えを解除させることができる。

##### 広東省専利条例 32 条

特許管理部門が特許権侵害紛糾事件を処理する場合、請求人の申請により関係貨物、材料、専用工具、設備などの物品を封鎖保存または一時差し押さえすることができる。請求人は封鎖保存または一時差し押さえの措置を申請した場合、かならず担保を提供しなければならない。被請求人が担保を提供した場合、特許管理部門の審査認可を経て封鎖保存を解除、または一時差し押さえの物品を返還する。

## 第七章 最近の傾向と日本企業へのアドバイス

### 1. 専利行政法執行操作指南（試行）の公布

国家知識産権局は2016年2月4日付けで地方知識産権局向けに、「専利行政法執行操作指南（試行）」を公布した。300ページ余りに渡る同指南は、専利権侵害事件の行政取締りを行う際に知識産権局が行うべきこと、注意すべきことを詳細に書いている。知識産権局職員の専門性向上や全国における対応の統一化に資するものと思われる。

### 2. 専利法改正の動き

最近の法改正状況をみると、中国は今後、専利保護を強化する姿勢がうかがえる。

項目	関連法律・法規の動向	関連法律
①処罰情報の透明化	<p>侵害事実が成立し、行政処罰が下された案件は情報公開しなければならない。</p> <p>■公開内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政処罰決定書の案件番号</li> <li>案件名、違法企業名称（法定代表者の氏名を含む）あるいは違法個人の氏名</li> <li>違法事実の概要</li> <li>行政処罰の種類・根拠</li> <li>行政処罰の履行方式・期限</li> <li>行政処罰を下す機関・日付</li> </ul> <p>■公開方法</p> <p>行政部門の公式サイト、掲示板、新聞发布会、雑誌、ラジオ、テレビなど</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新勢下における知的財産強国の建設加速に関する国务院の若干の意見」8条（2015年12月22日公布）</li> <li>「模倣品・粗悪品の製造・販売及び知的財産権侵害についての行政処罰の情報公開における意見（試行）」（2014年2月4日公布）</li> <li>「専利行政法執行案件関連情報公開の具体事項に関する通知」（2014年4月21日公布）</li> <li>専利行政法執行弁法の施行（改正）46条（2015年5月29日公布）</li> </ul>
②インターネットにおける専利権侵害対策の強化	<p>■関連内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子商取引における専利権侵害行為あるいは専利詐称行為の成立が認定された場合、電子商取引サイトの提供者に対し、被疑品に関するウェブページの削除、遮断またはリンク先の切断等を行う旨の通知をする。</li> </ul>	<p>改正「専利行政法執行弁法」45条6項（2015年5月29日公布）</p> <p>「専利法修正草案（意見募集稿）」の71条（2015年1月27日発表）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットサービス提供者が専利権を侵害したことを知り、または知り得べきにもかかわらず、速やかに権利侵害製品のリンクを削除、遮断、解除する等の必要な措置を施さない場合、インターネットサービスの利用者と連帯責任を負わなければならない。</li> <li>・権利者の正当請求を受けたにもかかわらず、速やかに対応しなかった場合、被害の拡大した部分について、連帯責任を負わなければならない。</li> </ul>	
<p>③行政部門は専利権侵害についての査察権限を与えられる（重大な影響力のある案件に限る）</p>	<p>■関連内容</p> <p>重大な影響を及ぼす専利権侵害紛争案件、専利詐称案件については、国家知識産権局は必要な場合に、関連する専利業務管理部門を組織して処理、取締りをさせることができる。</p> <p>ただし、このような規定は公布されても、現時点では、行政部門による専利権侵害の自主摘発事例はまだ現れていない。その原因として以下が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専利権侵害判定は難しいため、行政部門は慎重な態度を取っている。</li> <li>・今まで権利者・利害関係者の申立てがあってから（不告不理の原則）で対応してきたため、自主摘発の経験は乏しく、まだ模索段階である。</li> </ul>	<p>「専利法修正草案（意見募集稿）」の5条（2015年1月27日発表）</p>

### 3. 専利権行政取締りの目標設定

行政部門が専利権侵害案件を処理する際、和解するか、和解拒絶するかについて、当事者双方に意見を聞くことになる。申立人は以下の視点から和解を選ぶか否かを考えることができる。

要点	詳細内容
①. 侵害業者の態度と侵害情状	侵害業者は真摯な態度で侵害行為を停止すると約束し、且つ初犯者である場合、和解が考えられる。
②. 案件を素早く終結できるか	和解によって素早く案件を終結させることができる。案件が長引くと、申立人にとって不利な要素が発生する恐れがある場合、和解を勧める
③. その他の問題の解決に役立つか	侵害者が本件に直接関わる権利以外の申立人の知的財産権を侵害した時、和解によって、その他の問題も一緒に解決できる可能性がある。
④賠償金の獲得可能性	現行法律・法規では、専利権侵害の行政処罰には賠償金についての決まりがないため、行政処罰では賠償金を得られる可能性が低い。しかし、和解を通じて賠償金を得られる場合がある。賠償金取得を目的とする場合は、和解を活用すべきである。

### 4. 権利無効審判への心得

専利行政取締りの実施後、被申立人は専利復審委員会に無効審判を請求することがある。無効審判を請求された場合、行政部門は一旦案件の処理を中止し、無効審判請求の審決を待つことになる。

そこで、権利者が行政取締りを申立てる前に、まず自社の権利の安定性について確認する必要がある。これは、おもに専利権評価報告書あるいは専利検索報告書を通じて、無効審判請求された専利権と従来技術、既存技術との区別、同類商品の既存技術、既存設計を分析・確認する作業のことを指す。

この作業はリスク回避のためだけではなく、権利の保護範囲、侵害疑義品が権利保護範囲内に入っているかどうかについて再確認することになる。作業の

段階で権利に問題が見つかった場合は、行政申立ての実施を再考する必要がある。

無効審判請求への対応は比較するポイントや権利の新規性を証明することが専門的で複雑である。例えば、二輪車ランプの設計ポイントは業界通用の既存設計とする場合、単になるランプ部分を見るかぎり、新規性がない。ただし、このランプは二輪車の他の部品の位置に組合せて、車両全体に明らかに視覚効果の変化を与えた場合、新規性を持つと考えられる。

無効審判請求された後、専利復審委員会が権利有効と審決した場合は、権利者は行政機関に申立てをした製品が権利保護範囲に入っていることを主張することができる。

## 5 禁反言原則

中国での専利権の技術的範囲の解釈においては、禁反言原則というものがある。禁反言原則とは権利者は A 技術/A 設計を出願/許諾する際に、A の保護範囲には B 技術/B 設計を入れないと指定したとする。その後の権利侵害案件の中で、A の保護範囲をあらためて、B を入れると主張した場合は、法院や専利執法部門はその主張を支持しないとのことである。

禁反言原則は、専利権救済における信義誠実原則の表れと言える。権利者は出願あるいは権利確定の時に、権利の保護範囲についての陳述は権利者の本音であり、恒定性を持つとされる。そのため、権利侵害案件の中で、すでに保護を諦め、公知公用領域に入れた技術・設計をあらためて保護範囲に入れてはならない。そうでないと、社会公共利益を損なうことになる。

専利行政取締の実施後、無効審判請求をされた場合は、権利者は自分の主張の一貫性を保たなければならない。つまり、行政申立ての段階で自分の技術/設計は、従来技術/既存設計との相異についての主張は、無効審判された段階での主張と矛盾してはならない。そのほかに、専利権侵害の救済において、行政取締りを行う前には、権利申請際の書類、特に、「意見書」や「補正書」（すなわち「中間書類」）などをよく確認する必要がある。この作業の目的は、権利救済の段階での主張が申請段階の主張と矛盾しないためである。

以上

[執筆協力]  
上海博邦知識産権服務有限公司

[発行]  
ジェトロ東京本部 知的財産課  
TEL: 03-3582-5198  
FAX: 03-3585-7289  
ジェトロ上海事務所 知識産権部  
TEL: +86-21-6270-0489  
FAX: +86-21-6270-0499

2016年8月発行 禁無断転載

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはジェトロが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。